

高等教育の修学支援新制度に申請されている学生・保護者の皆様

大阪工業大学 会計課

高等教育の修学支援新制度にかかる授業料の納入および還付手続について

当該制度に申請されている方の学費の納入および減免額の還付等に関する手続を以下のとおりご案内いたします。なお、次の申請時期により手続が異なりますのでご注意ください。

A：予約採用（2019年12月までに申請された在學生・入学前に申請された新入生）

B：在学採用（2020年4月に申請した在學生・新入生）

A：予約採用の方

(1) 5月20日までに前期学費を納入された方（修学支援認定者）

「授業料等減免認定結果通知書」および「減免額還付手続の書類」を5月末ごろ発送しますので所定の手続をお願いいたします。

(2) 5月20日までに前期学費を納入されていない方（修学支援認定者）

「授業料等減免認定結果通知書」とあわせて学費納入猶予期間の延長期間（6月24日）の振込依頼書を送付しますので、そちらの振込依頼書で所定の学費を納入してください。なお、すでに減免額が確定していますので納入額は減免額を差し引いています。

(3) 5月20日までに前期学費を納入されていない方で認定対象とならなかった方

「授業料等減免認定結果通知書」とあわせて学費納入猶予期間の延長期間（6月24日）の振込依頼書を送付します。

B：在学採用の方（7月認定結果通知予定）

(1) 5月20日までに前期学費を納入された方（修学支援認定者）

「授業料等減免認定結果通知書」および「減免額還付手続の書類」を認定結果確定後の7月に発送しますので所定の手続をお願いいたします。

(2) 5月20日までに前期学費を納入されていない方（修学支援認定者）

学費納入猶予期間の延長期間（6月24日）の振込依頼書を送付しますので、そちらの振込依頼書で所定の学費を納入してください。認定結果確定後、上記(1)の減免額還付の手続をご案内いたします。なお、経済的状況により認定結果確定後の額（自己負担額）のみを納入希望の方は、学費納入猶予期間の延長期間（6月24日）後に改めてお送りする振込依頼書で納入期限をご案内いたします。

(3) 5月20日までに前期学費を納入されていない方で認定対象とならなかった方

学費納入猶予期間の延長期間（6月24日）の振込依頼書で納入されていない場合は、「授業料等減免認定結果通知書」とあわせてお送りする振込依頼書で納入期限をご案内いたします。

以上